



人と住まいをつなぎます。

# 新ハトマーク補償

## 新住宅用賃貸総合補償保険

この保険は賃貸住宅入居者向けの家財保険です。

お客さまの家財の補償に加え、家主や第三者への賠償責任の補償も含まれています。



### お問合せ(お客さま専用)

フリーダイヤル **ハト**  
**0120-0810-62**  
(受付時間:平日9:00~17:00)

### 万一事故が発生した場合

フリーダイヤル **ハト**  
**0120-0810-75**  
遅滞なく上記フリーダイヤルへ連絡してください。(365日24時間対応)



### ご注意

**ご退去される場合は、保険契約の解約<sup>\*</sup>または住所変更のお手続きをお願いします。**

<sup>\*</sup>解約日から保険終期まで1か月以上ある場合、その期間に応じて解約返れい金をお支払いいたします。



株式会社 宅建ファミリー共済

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル  
ホームページ: <http://www.takken-fk.co.jp>

住宅/〒060000-201902 (TP)

### ご契約にあたってのご注意

- この保険契約に、地震保険はセットされていません。
- ご契約に際しては、重要事項説明書(「契約概要」および「注意喚起情報」)を必ずご一読の上、内容を充分にご確認ください。
- ご契約内容が“お客さまのご希望に沿った内容となっていること”、“お引受けするご契約の内容や保険金額が適切であること”をご確認いただくため、保険契約申込書の「お客様のご意向・お申込み内容等確認欄」につきましても、必ずご回答いただきますようお願いいたします。
- 契約タイプは、別にお渡しする保険料表または保険契約申込書に記載の契約タイプ一覧表よりお選びください。
- この保険契約の被保険者(入居者本人)または被保険者と同居する方が、この保険と同一の損害を補償する他の保険契約等を契約している場合には必ずお申出ください。(他の保険契約が弊社の契約の場合、重複してご加入できない場合があります。)
- 事故が起きたとき、または退去などご契約内容に変更が生じたときは、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談ください。
- この保険契約では保険期間にかかわらず、ご契約を申し込まれた日、または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際に、重要事項説明書に記載の「クーリングオフ(契約申込みの撤回等)について(クーリングオフ説明書)」でご確認ください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

賃貸住宅入居者の皆様をさまざまな災害や事故からお守りします

家財補償

家財の損害	①火災、落雷、破裂・爆発	②風災、雹災、雪災	③住宅外部からの物体の落下、飛来など	④漏水などによる水濡れ <small>※給排水設備の事故、他人の戸室に生じた事故による場合（給排水設備自体に生じた損害）は、お支払いできません。</small>	⑤騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	⑥盗難による盗取、損傷、汚損 <small>※100万円限度</small>	⑦通貨・預貯金証書の盗難 <small>※通貨20万円限度 預貯金証書200万円限度</small>	⑧水災 <small>※床上浸水等の場合に縮小支払い</small>
	罹災時諸費用	①～⑤の事故により保険金が支払われる場合に、臨時に生じる諸費用 [家財保険金×20% (1事故につき100万円限度)]						
	残存物取片づけ費用	①～⑤の事故により保険金が支払われる場合に、損害を受けた残存家財の取片づけに必要な費用 [家財保険金×10%限度]						
	修理費用	①～⑥の事故により借用住宅に損害が生じた場合の修理費用 [1事故につき100万円限度]						
	賃借・宿泊費用	①～⑥および⑧の事故により住宅の損害が半損以上となったため、臨時に生じる費用 [1事故につき家賃月額3か月の相当額または30万円のいずれか低い額限度]						
損害防止費用	①の事故の損害の発生または拡大の防止のための費用 [実費]							

修理費用等

窓ガラス・洗面台・便器・浴槽修理費用 <small>不測かつ突発的な事故により損害が発生し、借用住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に修理した費用 [1事故につき30万円限度]</small>	ドアロック交換費用 <small>かぎの盗難、もしくはドアロックへのいたずらによりドアロックを交換する費用 [1事故につき3万円限度]</small>	給排水管の凍結 <small>凍結により損壊または使用不能となった場合の修理、解凍費用 [1事故につき10万円限度]</small>	特殊清掃費用 <small>借用住宅内における被保険者の死亡により、汚損等の損害が生じた場合の清掃、消臭、消毒費用 [1事故につき30万円限度]</small>
--	--	---	---

賠償責任補償

借家人賠償責任 <small>借用住宅が火災などにより損害を受け、住宅の所有者（貸主）に対する法律上の損害賠償責任を負担した場合</small>	個人賠償責任 <small>日本国内において日常生活に起因する偶然な事故等により法律上の損害賠償責任を負担した場合</small>
---	--

家財の損害

調理中、鍋に火が入り**火災**を起こし、家財が焼失してしまった。

大雨で川が氾濫し、借用戸室の**床上浸水**により家財が汚損してしまった。

**落雷**によりテレビが故障してしまった。

台風で**窓ガラスが割れ**、雨水の吹込みによりテレビ・衣服などに損害が発生した。

**上の階からの漏水**によりパソコンが故障してしまった。

**アパートの駐輪場**に置いてあった自転車を盗まれてしまった。

修理費用等 **注目!**

**イタズラ**で玄関ドアの鍵穴に異物を詰められてしまったため、ドアロックを交換した。<sup>(※1)</sup>

**凍結**により水道が**使用不能**になってしまった。<sup>(※1)</sup>

トイレの棚から物を落として、**便器を破損**してしまった。<sup>(※1)</sup>

**寒暖の差による自然現象**により網入窓ガラス<sup>(※2)</sup>にヒビが入ってしまった。<sup>(※1)</sup>

化粧ピンを落としてしまい、**洗面台を破損**してしまった。<sup>(※1)</sup>

賠償責任補償

洗濯機のホースが外れ、借用戸室の床が水びたしになり**床に損害**を与えてしまった。 **大家さんへ**

火災を起こし、**借用戸室を焼失**させてしまった。 **大家さんへ**

トイレをつまらせて水漏れを起こし、**階下の入居者の家財に損害**を与えてしまった。 **第三者へ**

自転車で**他人にぶつかりケガ**を負わせてしまった。 **第三者へ**

ベランダから植木鉢を落としてしまい、**隣家の駐車場の車**を傷つけてしまった。 **第三者へ**

保険金をお支払いできない主な例

**地震**により、家具やテレビが倒れ破損してしまった。

誤ってビデオカメラを**落として破損**してしまった。

落雷によりパソコン内の**データが消失**してしまった。

**窓を閉め忘れ**たため、雨水の吹込みによりテレビが故障してしまった。

買い物中に**店先に置いた**自転車を盗まれてしまった。

家具を移動中に誤って内壁や床を損傷させてしまった。

外出先で**鍵を紛失**してしまい、ドアロックを交換した。

老朽化により給湯器が破損してしまった。

間仕切りドアのガラスを割ってしまった。<sup>(※2)</sup>

部屋を著しく汚したため**原状回復費用**を請求されてしまった。

友人に**借りた**ブランドバッグに**キズ**を付けてしまった。

**自動車を運転中**、他人にケガを負わせてしまった。

**勤務中**に会社のノートパソコンを落として壊してしまった。

※1 家主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用で現実的に修理した場合に限られます。 ※2 保険契約証記載の住宅の窓に取付けられたガラスで外部に面したものに限り（室内の間仕切りガラス、玄関窓のガラス部分は含まれません。）。


## 新ハトマーク補償 契約タイプ別保険料表

## 新住宅用賃貸総合補償保険

※ご契約に際しましては、裏面の<簡易評価額(新価)に基づく保険金額の目安>の家族構成・お部屋の専有面積・世帯主の年齢による保険金額の目安を参考に契約タイプをお選びください。

家財総合補償保険金額		300万円	500万円	700万円	1,000万円	200万円
賠償責任補償保険金額		2,000万円				2,000万円
特殊清掃費用		30万円				30万円
契約タイプ	2年	MD3	MD5	MD7	MD0	MD2
		17,500円	21,000円	24,500円	29,500円	16,000円
保険料	1年	MB3	MB5	MB7	MB0	MB2
		9,500円	11,000円	12,500円	15,500円	8,500円
賠償責任補償保険金額		1,000万円				1,000万円
特殊清掃費用		30万円				30万円
契約タイプ	2年	MC3	MC5	MC7	MC0	MC2
		17,000円	20,000円	23,500円	29,000円	15,000円
保険料	1年	MA3	MA5	MA7	MA0	MA2
		9,000円	10,500円	12,500円	15,000円	8,000円

住宅料-060000-201902 (TP)

一人暮らしなど家財が少なめの方へタイプ 

株式会社 宅建ファミリー共済

上記以外の保険金額をご希望の場合、取扱代理店までお問合せください。

## &lt;簡易評価額(新価)に基づく保険金額の目安&gt;

家族構成	独身 親子2人	2名		3名		4名			5名		
		ご夫婦のみ	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦	ご夫婦
		—	小人1名	—	小人2名	小人1名	—	小人3名	小人2名	小人1名	—
		—	—	大人1名	—	大人1名	大人2名	—	大人1名	大人2名	大人3名
お部屋の専有面積(目安)	~ 30㎡	~ 40㎡	40㎡~ 60㎡		60㎡~ 70㎡			70㎡~ 80㎡		80㎡~	
世帯主の年齢	~ 27歳	500万円	600万円	700万円		800万円			900万円		
	28歳~ 32歳	300万円	700万円	800万円	900万円		1,000万円				
	33歳~		1,000万円								

- ※1 新住宅用賃貸総合補償保険は、新価(再調達価額)基準の実損払いで保険金をお支払いいたします。
- ※2 保険の対象である家財の評価額の算出には、被保険者(保険の補償を受けられる方)所有の家財を、再取得する場合どのくらい費用がかかるか(再調達価額)を計算していただくか、または上表「簡易評価額(新価)に基づく保険金額の目安」をご参照ください。なお、上表にあてはまらない家族構成につきましては、ご夫婦のみ・独身をベースに、**大人(18歳以上)は1名あたり130万円、子供(18歳未満)は1名あたり80万円**を別途に算入の上で算出してください。(ただし、保険金額はあらかじめ設定された契約タイプのみ販売となります。)
- ※3 ご契約いただく保険契約の保険金額(契約タイプ)は、算出した評価額を超えない範囲でお決めください。(この保険と同様の損害を補償する他の保険契約(共済を含みます)などがある場合には、他の保険契約の保険金額をご勘案の上お決めください。)
- ※4 上表の保険金額の目安には「貴金属、腕時計、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品」で1個または1組の価額が30万円を超える物の額は含みません。(弊社は、これらの物のお引受けはいたしませんので、保険の対象とすることはできません。)